

工事請負契約約款の一部改正について

予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を目指し、平成28年5月27日付けで、公共工事に要する経費について、自治体の前払金の使途を工事施工費用全般に拡大するための地方自治法施行規則の一部改正が実施されました（同年4月1日に遡及適用。）。

つきましては、当該改正を踏まえ、下記のとおり、本市の工事請負契約約款の一部を改正しますので、通知します。

記

1 改正内容

改正前	改正後
(前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、機械器具の賃借料、動力費、労務費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料 <u>その他甲が必要と認めた費用</u> 以外の支払に充当してはならない。	(前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、 <u>機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）</u> 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料 <u>並びにこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用（前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。）</u> に相当する額として必要な <u>経費</u> 以外の支払いに充当してはならない。

2 改正時期

平成28年7月1日

なお、平成28年4月1日から同年6月30日までに締結した契約においては、改正前の約款の第36条に規定する「甲が必要と認めた費用」は、次の(1)及び(2)とします（工事請負契約の変更は不要）。

- (1) 機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）

なお、この(1)は、平成28年3月31日までと同様です。

- (2) この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用（前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。）

以上